

平成23年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年7月29日（金）午後2時 玉名市福祉センターB会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	5番	星野 泉
6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三	9番	奥村 隆一
10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子	13番	丸山 近信
14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則
18番	栗田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛
22番	小路 修三	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

4番 三原 一男 23番 木村 勝 37番 石本 和成

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 立川 芳美 主任 宮田 正文
主任 清田 静香 農林水産政策課 係長 中尾 賢治

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

議 題

- 第41号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第42号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第43号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第44号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第45号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第46号 農用地利用集積計画の決定について
- 第47号 玉名市が定める基本構想について

報 告

第19号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第20号 農地の形状変更届について

第21号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻となりましたので、総会を開会します。

現在の出席委員は38名のうち、石本委員、三原委員、木村委員、3名の方から欠席の届けが出ており、35名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから、平成23年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし進行をしていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆様こんにちは。毎日暑い日が続きましたけど、特に今日あたりは暑い、本格的な真夏を迎えたというふうなことで、皆さん方には体調管理については十分注意しながら、この夏バテがないように頑張ってお過ごしていただきたいと思います。

議事の前に、もう既に皆さん方もご承知かと思いますが、奥村委員が長期療養のために先月の末に無事退院されてまいりましたので、本日ご出席いただいております。ご本人から皆さん方にご挨拶をしたいという申し出がっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○9番（奥村隆一君） こんにちは。私事で誠に申し訳ございませんけど、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

4月17日日曜日午後3時ごろ、トマトを収穫中に左の後頭部が3回ほどなりまして、目まいがして倒れまして、国立病院の方に2週間治療いたしまして、それから機能病院の方で約2カ月リハビリに励みまして、今日6月いっぱいまで精進してきました。その間、互助会よりお見舞い金をいただきまして、また個別に遠路病院まで来ていただきまして本当にありがとうございました。この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○会長（寺田誠一君） それと、議事に入ります前に、先般の農協の総会によりまして、坂本組合長が退陣されて、新たに組合長の交代が行われたそうでございます。したがって、その後任に、大浜農協の場合は組合長が農業委員会の専任委員となるように、今まで務めてきておったけれど、今回は組合長も多岐にわたって非常に多忙なために、今回改めて理事さんから農業委員にご推挙があったようでございます。

したがって、今日お見えになっております新しい方は、5月27日、市長よ

り選任され、農業委員になられておりますので、ご本人からご挨拶をお願いしたいと思ひます。

○8番（永田達三君） こんにちは。ただいま紹介をいただきました大浜町の永田達三と申します。このたび大浜のJA大浜の理事会より推薦を受けまして、私も委員の一人として参加することになりました。今後、玉名市農業委員会の皆様、そして農業委員さんの指導を受けながら頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） それでは、ただいまから議事に入りたいと思ひます。本日の議案は、議第41号より議第47号までの56件と報告12件が提案されております。慎重なる審議をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録署名委員は、河野委員と取本委員にお願ひいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議第41号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第41号について、ご説明いたします。

議案の1ページをお願ひします。

議第41号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。

平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、東京都の申請人で、単独申請です。申請物件が溝上の畑411㎡他、計7筆2,111㎡を、相続分の贈与です。この物件につきましては、多少問題がありますので、後で担当より詳しい説明を行います。

2番、これは3番との関連です。岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑185㎡を耕作便利による交換です。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑270㎡を、耕作便利による交換です。なお経営面積は2,327㎡ですが、農地法施行令第6条第3項2号により、交換の場合には農業委員会のあっせんによるもので、交換の結果、相手方の経営面積が下限面積を下回らなければ、例外的に許可を受けることができとなっておりますので、申し添えます。

4番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田926㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

5番、熊本市と寺田の申請人で、申請物件が寺田の畑403㎡を、従兄妹夫婦へ贈与するものです。

6番、福岡県の申請人で、申請物件が石貫の畑352㎡他、計2筆8,080㎡を、甥へ贈与するものです。

7番、伊倉北方と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田552㎡他、計6筆3,651㎡を、甥へ一括贈与するものです。

8番、熊本市と下の申請人で、申請物件が下の畑22㎡を、叔父へ贈与するものです。

9番、佐賀県と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田523㎡を、生活資金充当と規模拡大による売買です。

10番、熊本市と滑石の申請人で、申請物件が滑石の田988㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

以上、10件、1万7,159㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。1番については、書類不備等の問題があります。2番以降については、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。ただいまの事務局からお話ございましたように、1番については、皆さん方に配付されています申請者の代理弁護士からの上申書をお手元に置いております。問題を抱えた案件のようでございますので、まずは、事務局から、これまでの経緯を、詳しく説明した後に、これについて地元委員さんからのご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

○事務局次長（西村則義君） それでは、説明をいたします。最初に上申書を読みます。上申書の1ページを見てください。

本件農地許可申請は、従前の対象農地の所有者である故〇〇氏の共同登録人の1名である〇〇氏から〇〇氏が、故〇〇氏の相続分の贈与を受けたことにつき、農地法3条の規定に基づく許可申請を行うものである。〇〇氏は〇〇氏に対し、多額の債権を取得しているところ、本件相続分の贈与は同債権の返済を受けるために、〇〇氏から贈与を受けたものである。対象農地は、ここで、「故」と書いてありますが、この「故」は間違いでございます。〇〇氏の他の共同相続人で、熊本県玉名市に在住の者が現在も利用しているものと思われるが、本人及びその代理人である当職は、その利用状況を把握していない。本件相続分の贈与は、対象地の持分24分の1の所有権移転である。

また、今後、対象農地を共同相続する額の間で、どれほど取得するかは、遺産分割協議により決せられるものであり、この件による所有権移転は暫定的なものに過ぎない。本件の相続分の贈与は、〇〇氏が遺産分割協議の結果、何らかの金銭的な対価を、他の共同相続人から受けることを目的としたものであり、〇〇氏自身が対象地で耕作をする予定はなく、今後も、持分24分の23を保有する他の共同相続人らが耕作を継続するものである。

したがって、本件相続分贈与は、対象地の利用状況、耕作状況に何ら変化を生じさせないものである。

以上の事情を勘案し、本件許可申請を許可していただきたく上申する。

というものでございまして、2ページを見ていただきたいと。2ページの上の方にですね、譲渡人、譲受人という欄に名前が書いてあります。このお二方の中で暴行事件が発生して、東京地方裁判所において原告は、特に損害賠償金の支払いを命じる判決が言い渡されたが、支払いされなかったため、4ページをお願いします。

4ページの第2の主文のところの2のところです。被告は原告に対し、別紙別件目録、2ないし4、7、16ないし18の各不動産の持分24分の1について、玉名市農業委員会に対し、農地法3条1項による所有権移転の許可申請の手続きをせよ、と書いてあります。ここが、認定時の申請書ということになっております。ですけれども、申請書に不備があり、申請者に連絡をとりましたけれども、連絡がとれておりません。これから先は、係長の方から説明します。

○事務局係長（立川芳美君） 7ページをお願いします。この書類が来まして、審査したところ、経営の日付も書いてございませんし、稼働人員も書いてない。機械も何も持っているとして書いてないので、ここで弁護士とちょっとお話をしなければならぬので電話をしたのを、経緯をここに書いております。

5月11日に、弁護士へ電話して、耕作はしないと書いてあったので、耕作をしないならば許可はされないかもしれませんよということを行ったところですね、自分では判断できないので、受人に伝えるということで終わっております。そして、5月18日に、5月の総会にかかったもので、もう議案ができるぎりぎりまで出してもらえばいいかなと思って、5月18日まではしてくださいということでお願いをしております。そして、5月18日が来ましても何の連絡もなかったもので、また弁護士に電話をして、「受人から連絡がなかったですよ」と伝えました、それと、書類審査の結果、ちょっと記入内容と判決文書が違っていたので、その件も伝えましたら、私に言っても本人申請なのでわからないということで、受人にはもう11日に電話しておりますと、いうことでした。ただど私の方としましては、受人と連絡をとりたかったために、5月19日に受人のこの2ページに書いてあります電話番

号に電話をしましたが、「〇〇さんという人はいません」ということでしたので、電話に出られた方にお尋ねしたところ、弁護士の住所と電話番号ということが判明したわけです。そこでは事務の人が出られて、弁護士は留守でしたが、弁護士に伝え、後で電話するとのことでした。

そして、弁護士からの電話を待っておりましたら、事務の人から電話があって、受人が犯罪被害者なので、住所とか電話番号は知らせないでほしいと言ってあるので、弁護士の住所と電話番号をお伝えしましたということでした。それで何か伝えたいことがあればということでしたので、受人は農業をしなければいけないと、50aは持っていらっしゃるのですかということ、それと書類不備について弁護士に伝えてほしい旨を依頼しました。

それから、5月25日、この間何の連絡もないので、もう次の6月には総会にかけなければいけないので、電話をしました。事務員さんとの話なんですけれども、ここに書いているとおり、弁護士さんに聞きたいことがある。書類に不備があるので、補正してもらいたい。農家台帳を見たところ、申請物件で一部に、小作権が入っているとことを伝えました。そしてまた連絡をしてくださいということを行いました。

そして、8ページをお願いします。事務の人に、文書にして送ってくれませんかということでしたので、5月30日に弁護士宛てと受人宛てに別々に弁護士の住所にですけど、文書で依頼をしました。そのときは6月10日の締め切りまで提出してくださいということで依頼したんですが、10日になっても何の連絡もありませんでしたので、また電話をしたんですが、弁護士は不在ですということで、何か伝えることがあったらということでしたので、手紙は着いたかの確認と、受人にはその旨伝えてもらいましたかということをお尋ねしました。後で連絡しますということでした。翌日、事務の人から電話があって、受人には伝えましたということでしたので、「受人は補正される意思があるのかされないのかわかりませんか」と尋ねたところ、もう受人からは一切連絡がないのでわからないということでした。また、弁護士にも手紙を出していただきましたので、この回答もお願いして、電話を切り、翌日、6月28日に電話をしましたが、弁護士は不在でした。また、何か伝えることがあったらということでしたので、書類の補正の件はどうなっているのかと、弁護士に依頼している件も含めて連絡くださいと頼んでおりましたが、もう一切電話がございませんでした。結果、審議をあんまり先延ばしもされないようですので、申請書不備のまま、7月に提案した次第です。

以上です。

○議長（寺田誠一君）　ただいま、事務局から上申書など筆頭人に対して、打ち合わせ

をした経緯がここに示されております。したがって、この場においては、事務局に必要な資料を依頼したにもかかわらず、その方が全然返ってきてないというふうな中で、今回議案がここに上がってきております。

上がった議案に対し、これに対する農業委員会としての一つの答えを出さなければならないかというふうに思いますので、ただいまの説明、その経緯と上申書を踏まえて、地元委員からこれに対する意見を、申し述べていただきたいというふうに思います。

○16番(河野征史君) 今、事務局が申されたとおりでありまして、東京におられるわけです。こっちに帰って土地の耕作とか何かをされるような状態じゃなかわけです。その土地も、山付きのちょっと言うなら耕作するような場所じゃないわけですね。もう一つ、事務局から言われたように、何十分の1ぐらいしか何されんわけです。地元としては、却下したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(寺田誠一君) はい、どうぞ。

○28番(松村毅一君) この書類は、何かわからないのに、これは提案できるのでしょうか、農業委員会に。

○議長(寺田誠一君) 本人が申請をし、受理されましたので。したがって、結果的にはこれに穴埋めができるような資料が揃わなかったということだから、いわゆる1カ月、2カ月も既に受け付けをしてから時間が経っておりますから、これに対する答えを農業委員会としては出さざるを得ないということで、この委員会に諮られるのだと思います。

○28番(松村毅一君) 私は、これを事務局が受理できるとだろうかと思うんですが、今、資料がないままでですね。

○議長(寺田誠一君) 相手が、弁護士が絡んでいたから、一応受理したんでしょうけれど、結果的には所有者そのものが、誰が受けとるか全然わからないわけですね。

○事務局次長(西村則義君) 説明します。申請があった場合は、受付を受けねばなりません。こういった場合に、通常玉名市在住、玉名市の近くにお住まいの方だったら電話で連絡をとったり来てもらったりして、書面に不備などがあれば補正してもらいます。補正してもらった後に提案しております。例えば、5反の要件に満たないとか、これは許可要件に当てはまりませんよという話をして取り下げてもらおうとか、そういった話はしております。ですけれども、今回の場合は連絡が原則とれないわけです。それで、提案せざるを得ないといったところです。

○17番(取本一則君) 今、松村さんが言われたのは、連絡もとれない、何も不備というなら、最初から受け付けていいとだろうかという言い方をしなされたのじゃないだろうかと思うんです。だから、最初からある程度揃っていても、中身を審議

したけれども、どうもいけないというなら、最初から何もかもできていないようだから、書類も揃ってない。言うても相手もいないというようなら、事務局で、最初から受付をできるのですか。そういう状態でも受け付けなんでしょうかという話です。

○事務局次長（西村則義君）　そうです、受け付けなんでしょう。それで、受け取って、審査をしていく中で補正していきなりしていくわけです。

○17番（取本一則君）　だけん、補正ができないわけだったわけですね、言うた月に。受付はしたけれども、補正ができなかったんですね。相手が弁護士さんもおないし、相手もおないし、誰もいない。相手が誰もおらんわけです。

○事務局次長（西村則義君）　そういうことです。今後、この補正、今回は補正ができてないままの提案でございます。

○17番（取本一則君）　ということは、このあれは、弁護士のところに送りつけるわけ。裁判所、どっち。

○事務局次長（西村則義君）　弁護士です。

○17番（取本一則君）　弁護士に送りつけたら、弁護士は今は、送ってから、やっぱりおらすとかな、今の状態だったら。それで、内容証明か何かで送っとかないと、受け付けんとかなったらいかんから、そこらあたりぴしゃっとしとかないと、これからはな。

○事務局次長（西村則義君）　はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君）　それでは、1番について、地元委員からのご意見を賜りました。このことについては、また後ほど再開中の委員会でお諮りいたします。

次に、2番、3番について、関連がございますので、続けてご説明をお願いいたします。

○19番（田上 一君）　2番、3番は、事務局からも説明がありましたとおり、耕作便利のための交換であって、本人たちもようやく話ができたといって喜んでおられたので、別にこれは問題ないと判断します。

○議長（寺田誠一君）　はい、次に、4番、お願いいたします。

○7番（島村隆雄君）　譲渡人の農業廃止と譲受人の規模拡大ということで、隣接する人でございますので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君）　はい、次に、5番、お願いします。

○11番（嶋田清人君）　この件は従姉妹への贈与ということで、本人さんからもこういうことだからといって説明を聞いております。それで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君）　はい、次に、6番、お願いします。

○17番（取本一則君）　譲渡人と譲受人は八女の方で、この石貫に地番はなっていま

すけど、三ツ川と一緒に、みかん農園のところでございます。譲渡人というのは叔父さんと甥の関係でありまして、畑が、このミカン畑の、譲受人の隣接地に当たりまして、この譲渡人が老齢で、八女の方から出てきて耕作するのは大変、もうちょっときつくなったということで、甥に売り渡したいということでございます。譲渡人は八女の方でまだ胡瓜あたりを今作っているということでございまして、譲受人も八女の方でまだミカンあたりをだいぶやっているということで、良好な生産者でございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、次に、7番、お願いします。

○30番（中尾新一君） 譲渡人は施設に入っておられ、子どももいませんので、耕作不能ということで甥への一括贈与です。甥は、イチゴと梅の専業農家です。許可相当と考えています。

○議長（寺田誠一君） はい、次に、8番、お願いします。

○13番（丸山近信君） 譲渡人は市外で管理ができてないということで、叔父がそばにいますので、叔父さんに売り渡すということです。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、次に9番、お願いします。

○16番（河野征史君） この人はずっと今まで小作されておりました、それを規模拡大として受け継ぐというところで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） はい、次に10番、お願いします。

○5番（星野 泉君） 10番について説明いたします。この土地は、譲受人の方が30年ぐらい前から小作をしておられたそうです。この方は、譲渡人の方が買ってくれないかということで、話がまとまったそうです。それで、譲受人の方は、婿さんは亡くなっておられますけれども、女手一つでイチゴを作っておられますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、担当委員の説明が終わりました。他に、先ほどの1番を含めて、さらにご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○6番（永田知博君） 2番、3番について、ちょっとお尋ねします。先ほど、事務局の説明によりますと、下限面積に満たなくても、今回の場合は特例として認めるという話でしたけど、そのところをちょっと詳しく教えていただいてもよろしいですか。

○事務局次長（西村則義君） 要件の条文は局長が読まれたとおりなのですが、農業委員会のあっせんに基づくものであれば、オーケーということでございます。受人が下限面積をクリアしていて、両者農業をして耕作するというのであればですね。

○6番（永田知博君） それなら、別に何も問題はないということですね。はい、わか

りました。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。はい、どうぞ。

○36番（藤川賢一君） 河野さん、場所をちょっと聞きたかったけれども、三ツ川の河内というところ辺ですか。

○16番（河野征史君） これは、溝上です。もう言うならば土地になるような、あんまりいい場所ではないわけなのです。

○36番（藤川賢一君） ゴルフ場の下の方だろう。

○16番（河野征史君） ゴルフ場の下の方になります。これは河内ていうてから、向こうの方から電話されたんですよね。今までずっと小作をやっているから、それを引き取りましたと言われたものですから。

○36番（藤川賢一君） 割と広うあるものですから、どこら辺にあるのか、ちょっと尋ねてみようかなと思ったのです。

○議長（寺田誠一君） それでは、1番を改めて確認するわけではございませんけれども、先ほどの地元委員からの説明、この件は可決ではなくて否決です。ですから、一応ここで皆さん方もご賛同いただきたいと思います。差し戻しをしてまた何かあれば議案に上がる可能性があるかと思えます。

それでは、他にご意見、ご質疑はないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番を否決、その他の案件について可決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、異議がないものと認め、議第41号は許可することに決定いたしました。

次に、議第42号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第42号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、山田と伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の田1,532㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年8月1日から5年間の契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田872㎡他、計4筆4,317㎡を労力不足と新規就農により、平成23年8月1日から5年間の契約をするものです。

3番、2番との関連です。同じく岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,389㎡を労力不足と新規就農により、平成23年8月1日から5年間の契約をす

るものです。

以上、3件、7,238㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などでも問題ないこと。下限面積の要件を超えているということから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に、担当委員からの説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○10番（坂西孝之君） ここにも書いてありますとおりに、労力不足と規模拡大ということで、何ら問題もなく、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、次、2番、3番関連がございますので、続けてご説明をお願いします。

○18番（粟田 稔君） 2番、3番の件につきましては、F氏の方は労力不足と、N氏の方は新規就農ということで、建設業を営んでおられます。その中で、従業員の仕事の補充のために農地を借用したいということ聞いております。それから、農業機械、その他が揃ってないということで、話し合いの中で資材置場にするんじゃないかということ自分から話しましたが、それは絶対にしないと。米、野菜を耕作すると、本人がはっきりと言われましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、それでは、担当委員からの説明が終わりました。ご意見、ご質問、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、異議がないものと認め、議第42号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第43号、農地法第3条、農地の使用賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 5ページをお願いします。議第43号、農地の使用賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年7月29日提出、玉名市

農業委員会会長、寺田誠一。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑5,735㎡を、経営縮小と規模拡大により、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,534㎡他、計18筆2万6,949㎡を、農業者年金受給のため経営を移譲し、平成23年9月1日から30年間契約をするものです。

3番、愛知県と熊本市の申請人で、申請物件が宮原の畑1,711㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年7月30日から3年間契約をするものです。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,358㎡他、計13筆1万1,235㎡を、農業者年金受給のため後継者を変更し、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

5番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の田760㎡他、計9筆1万2,812㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

次のページをお願いします。6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,590㎡他、計7筆7,166㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑601㎡他、計7筆7,354㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田2,533㎡他、計15筆1万661㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年8月1日から10年間契約をするものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,367㎡他、計15筆1万6,627㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年8月27日から10年間契約をするものです。

以上、9件、10万250㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断いたしましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま、説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員からの説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

- 29番（小澤一成君） 使用貸人が経営縮小のため、使用借人は規模拡大のため、許可相当と判断します。以上です。
- 議長（寺田誠一君） 次、2番お願いします。
- 35番（平野和昭君） 貸人及び借人は親子でありまして、農業者年金受給のための貸借ということで、何ら問題もないと思います。許可相当であると判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、3番お願いします。
- 10番（坂西孝之君） 貸人、借人は親戚関係でございまして、今までも来られていました。その点を加味しましても、何ら問題はなく、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） はい、次、4番お願いします。
- 20番（原口邦弘君） 借人が、今まで息子さんが名義人でしたが、今度は孫さんに後継されるということです。農業者年金のためです。以上です。
- 議長（寺田誠一君） はい、次、5番お願いします。
- 10番（坂西孝之君） ここにも書いてありますとおり、親子でございまして、農業者年金受給のための再設定ということで、何ら問題はなく、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） 次、6番お願いします。
- 34番（早高義徳君） 農業者年金受給のための再設定でございまして。何ら問題ないと判断します。
- 議長（寺田誠一君） 次、7番お願いします。
- 33番（岡本大助君） 33番、岡本です。これも農業者年金受給ということです。再設定でございまして許可相当と思います。
- 議長（寺田誠一君） 8番お願いします。
- 32番（田中正司君） 8番と9番を説明いたします。2件とも、親子関係でございまして、農業者年金受給でございまして。許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にこのことについて、ご意見、ご質問、ございませんか。

（なしの声）

- 議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようでございまして、採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

- 議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第43号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第44号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題と

いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 9ページをお願いします。

議第44号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が寺田の畑1,119㎡で、転用目的は植林です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地と判断しております。

2番、申請物件が天水町の田291㎡で、転用目的が農業用倉庫です。農地区分は玉名市天水総合支所より約200mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上、2件1,410㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべて項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番は、地元委員さんの説明を受ける前に、これに対して顛末書が添付されておりますので、事務局から朗読いたします。

○事務局（宮田正文君） 顛末書を朗読させていただきます。

申請地は周辺一帯が竹林、針葉樹等で覆われ、また短期間に竹の進入で付近も林地化の傾向にあります。申請地は昭和30年代までは畑として穀物類が栽培されていましたが、生活環境の変化により、管理が追いつかず、今では竹林になってしまいました。耕作地への道路がないため、機械類の投入はできないことが管理できない一因でもあります。現状では、恒久的な山林としての活用しか望めない状況にあります。

そこで、山林として活用すべく判断した次第であります。平成23年6月19日。

以上、申請者よりの顛末書であります。

○議長（寺田誠一君） ただいま顛末書が朗読されました。担当委員からご説明をお願いいたします。

○11番（嶋田清人君） この土地は、昔の牛馬の道がありますけど、耕耘機もトラクターも行けないという状態でございます。道路もないし、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番をお願いします。

○36番（藤川和昭君） この物件につきましては、前回転用による、移転農地の件で

出たと思いますけれども、建屋が一部かかって、その横に倉庫が2つあったわけ
でございますけれども、そこを、今度県道が通るということで、本宅のすぐ横の方に
291㎡ある場所に農業用倉庫を造るということで、隣接といたしましても何ら問
題はないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にこの件についてご意見、
ご質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定す
るもので異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第44号
は許可相当と意見決定することに決定します。

次に、議第45号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第45号、農地の転用許可申請について。農地法第5条
第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平
成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が築地の畑297㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住
宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請
地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑371㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住
宅の連関する地域に建設する区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請
地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が大倉の雑種地605㎡で、転用目的が13台分の貸駐車場です。
農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しており
ます。

次のページをお願いします。4番、親子間での使用貸借で、申請物件が川島の田
457㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連関する地域に建設する
区域内に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がない
ものと判断しております。

5番、申請物件が横島町の畑99㎡で、転用目的が墓地拡張です。農地区分は農
業公共投資の対象となっていない、そういう生産性の低い農地で、第2種農地と判
断しております。

以上5件、1,829㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用の物件すべての項目ごとに適用するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査も行っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員から説明をお願いいたします。

1番、2番は関連でございますので、続けてご説明申し上げます。

○3番（西川英文君） 1番、2番につきまして説明をいたします。1番の、ここは元々住宅地として造成された農地でありまして、現在既に周りにも住宅が建っております。道路も6mの広い道路、進入路が造っておりますし、上下水道も完備しているということで、許可相当と判断します。

それから、2番につきまして説明します。これは、ここ数年耕作の放棄地ではありませんけれども、農作物を作った形跡はありませんが、トラクター等で耕してはあったようです。周りもブロックで作ったものと、土砂止めもしてありまして、周辺も住宅が建ち並んでおる中の農地であったわけです。すぐ近くに公共の上下水道も通っておりますし、別段他に迷惑がかかるようなところでもない判断し、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、3番お願いします。

○12番（本田多美子君） この農地は現地調査しましたが、もう草丈がとても荒れて、全く耕作放棄地状態でありました。譲渡人の方はもう高齢で農業後継者もおられず、とても耕作放棄地状態を心配されて、譲受人の方にこの土地を取得してもらえないかということをお願いされました。この譲受人は、この申請地の南側隣接を所有しておられて、現在駐車場として利用されております。健康食品の会社なんですよね。これを取得されて、今の駐車場と併せて駐車場を整備するというので、社員用、また営業用の車両としての駐車場にされるということです。造成中の被害防除対策としましては、大規模な造成工事はされず、アスファルト舗装も行わず、バラスをまくということで、法面等を整備し、土砂の流出を防ぐなど、十分な配慮をされるということで許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番お願いします。

○9番（奥村隆一君） ご説明いたします。貸人、借人、親子でございまして、申請物件の場所は、川島の公民館の隣接地で、平屋建てで農地及び、周囲に迷惑をかけることはないそうございまして、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、次5番お願いします。

○26番（松下善伸君） 譲受人が隣接地に墓地を所有していて、今回のこの用地が耕作放棄地となっており、土地の景観保全のため樹木や花を植栽するものです。事務局とともに現地調査を実施しましたが、墓地の西側に位置する申請地は、現況のまま活用するということであり、周囲に迷惑をかける恐れはなく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。この他、皆さん方のご意見、ご質問ございませんでしょうか。他にご意見、ご質問ありませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第45号は許可相当と意見決定するものと決定いたしました。

続きまして、議第46号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第46号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成23年度農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。15ページから17ページまでの26件の集積でありまして、所有権移転が10件の3万1,288㎡、利用権設定が15件の5万8,084㎡、利用権転貸が1件の1万8,965㎡、合計26件の10万8,337㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

なお、15ページをお開き願います。ここの4番、5番につきましては、面積が1万9,812㎡のうち1万8,965㎡となっておりますが、残りの847㎡につきましては、農業用施設用地として5条による農地転用を8月の総会に申請することとさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局からの説明が終わりました。この議案につきまして、皆さん方からのご意見、ご質問ございませんか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ご意見、ご質問ないようでございますので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第46号は意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第47号、玉名市が定める基本構想についてを議題といたします。

○事務局長（永井正治君） 議第47号、玉名市が定める基本構想について。農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により玉名市が定める基本構想について意見決定するものとする。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回、玉名市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに至って、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、基本構想を定めようとするとき、市町村の長は農業委員会及び農業協同組合の意見を聞かなければならないとなっておりますので、本日の提案となっております。本日は、農林水産政策課の担当が説明にまいっておりますので、ご説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺田誠一君） 既に議案とともにこういうふうなペーパーが入っておりますので、それを見ながら参考にさせていただきたいと思います。

○農林水産政策課係長（中尾賢治君） 玉名市役所農林水産政策課の中尾といたします。

よろしく申し上げます。それでは座らせて説明させていただきます。

先ほどお話があったとおり、別冊、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想（案）というところの1ページをお開きください。現行変更、説明をしているところをかいつままで説明したいと思います。

まず、1番初めに1行目、1のところですけども、「玉名市農業の現状と課題」が今までだったんですけど、その後「への取組」ということを付け加えております。その理由といたしまして、中ほどにあります下線の部分ですね、ブランド化を推進する、その後の「と共に6次産業化の推進を図る。」という文言を入れましたので、上の部分を、課題への取組というふうにしました。その理由としましては、玉名市としても、今年6次産業推進室を設けてまして産業化の推進を図っておりますので、その文言を入れて策定するものです。

続きまして、4ページですけど、これは変更点ではございませんけど、4ページの下から4行目に、農業所得の目標農業者所得を概ね680万円以上というふうにならなっておりますので、今回見直しに当たって、変更していません。その理由とい

たしまして、今現在玉名市の平均所得は199万円になっておりまして、大体農業経営をするに当たって、1経営体当たり3.3人で計算をしますので、県の基準と合わせると、大体これが680万円ほどになります。今回660万ほどになりますので、20万円を落としてもあまり変わりはないし、落とすことによって農業者の意識が落ちるのも、懸念いたしましてそのままにした次第です。

その次にいきまして、飛びますけど、19ページをお開きください。19ページの四角囲いの下段の方に面積のシェア65%というふうになっておりますけど、面積集積の目標を10年後、一番下の欄、目標年次は、32年となっております。現在の目標が27年で面積シェアは60%なんですけど、5年後になるということで、若干上げております。現在の面積シェアについては、概ね50%というふうになっておりますので、県の目標は75%というふうにはなっておりますけど、玉名市としては一応5%伸びの65%というふうにしました。

続きまして、32ページから33ページですけど、7番のその他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項というところの、ウのところなんですけど、基盤整備事業などいろいろ取組をしまして、5年対策規定されたところから、事業期間の変更や事業の追加、一番下段の県営九番地区経営体育成基盤整備事業と、その次33ページの上段にありますけど、県営烏帽子地区経営体育成基盤整備事業と、経営体策定を目指しております県営扇崎・大野下地区経営体育成基盤整備事業と、六十丁地区排水対策特別事業を、今現在この整備を行っております、この中に記載いたしました。

以上が、変更点となっております。

○議長（寺田誠一君） それでは、ただいま従来の計画書に対して若干差し替えなければいけない数字についての説明がございましたが、併せて勉強ではございますので、この資料を見ながら何かこの機会にお尋ねになりたいことがございましたら、ご質問していただきたいと思っております。

○36番（藤川賢一君） すみません。1ページ目の最初の6次産業の推進を図るとあるですね。今年これは、玉名市の農業をどうしていくかとか、県と同じ歩み方をするのか、玉名は玉名なりの、スタンスで何の産地でいくとか、6次産業の販売枠というのは、その点はどうした考えで推進を図るということになるのか。

○事務局次長（西村則義君） すみません、今の件ですけれども、6次産業推進室として別に室長もおりまして、そこで今進めております。この基本構想にうたっているのは、6次産業の推進室ができて、その推進を図るということでこの文言を入れているわけです。今係長が説明しましたけれども、係長の方ではその内容まではちょっと把握できておりません。

- 36番（藤川賢一君） 内容まではまだできておらないとですか。
- 事務局次長（西村則義君） そういうことです。
- 36番（藤川賢一君） ばってん、それを作るということになると、それにのせていくのは、大体どうしたシェアで、どがんした販売で、どがんしてその中でしていくかは、構想はできて、これができたんでしょう。
- 17番（取本一則君） それは西村さん、できとるばってん、ここで説明できんて言わなんたい。6次産業室はできとるとでしようたい。
- 事務局次長（西村則義君） それはそうです。
- 17番（取本一則君） 担当がここに説明に来なんたい。
- 事務局次長（西村則義君） 担当が来れば説明できます。
- 17番（取本一則君） この場で説明するなら、関連課も来とかなんたい、それは。あそこが一番、スタート室だから、これは。推進と、基本的な政策をするわけだから。そこらあたりは、今からの玉名市の農業をどがんするかというのは、推進室を新しく作って、それを進めていくということだから、それを基に肉付けしていくわけだけん。6次産業の推進はどがんやって進めていくのかというのを、ほんなこつならば、まず推進室の職員が来て、説明せなんたいな。
- この間、6次産業の説明会が立願寺温泉であったたい。この間新聞に載とったたいね。農協やいろんな人が来てから、6次産業の設立の会合が、熊日新聞に載とったたい。あれに各種団体な、青年会議所とかいろんなのが入って、設立総会をしとったたい。そのときその方針をいろいろ話をしてあつたたいね。
- 36番（藤川賢一君） やはりできるならば、そうした新しかつを作るなら、農業委員も地域の問題、かれこれいろいろ話を聞く中で、6次産業と取り組んでいくのには「どがんしていくてぞ」という、ことでせな。
- 17番（取本一則君） おれが思うているのは、あれだけの総会があつとるなら、農協も参加している、青年会議所とか商工会、それならおれげの会長あたりもあのメンバーの中に入れてやるとよかつたい。ここは農業委員会は別団体のごた感じにあるけれども、ほんなこつなら会長あたりも、一緒に、あの会の中に、設立の会の中に入れてね。
- 議長（寺田誠一君） 6次産業というのは、事実上、いわゆる加工法的なやつで、実働部隊なのですよ。実際の環境は、あの事業というふうに、農協とかあるいは商工会議所とか、そういうところが核になってやっていかなければいけないとです。そんなに簡単に6次産業ができ上がるはずがない。今まで時期的に早くそういうふうなものは囲い上げて達成されているはずなのです。今、大きくビジョンを作って動くことは勝手だけど、なかなか言うは優しいということで、達成するのは大変だろ

うと私は思っております。それだけ非常に困難であると。

○36番（藤川賢一君） 今この時代に、本当に厳しい状態の中で、やっぱり農業委員さんたちも、6次産業的に技術をもってかなんもんですから、お尋ねしたんですが、大体こうした流れで加工まで作っていくという、そのためにはこうしたやり方をせなんということをしていろいろ話も聞きたいとです。

○17番（取本一則君） 耕作放棄地が最近あつじゃないですか。植わしたは植わしたばってん、作ってただ終わりんなるよりも、今度は生産して、加工して、販売までもな、それなら梅を植わしなはるなら、梅の販売加工までの、そういうルートで、6次産業の方式で、「この状態で引き受けたぞ」というような感じででき上がらすればよかつたい。ただ、そん前の植わすばかりで、それからどうなるかという、そがんとは、おれなら地元で「こうですよ」と一生懸命言うけれども、「なら、あたどんは責任持つかいた」と言われると。それを農業委員会で、責任はな。だから、6次産業はそういうことで、そういう取組も、あたどんが一生懸命するとしてやらすならよかけん。

○事務局次長（西村則義君） それでは、6次産業の推進室の方に話をしてみます。生産販売までの流れの説明をしていただくよう交渉してみます。

○20番（原口邦弘君） 33ページが一番上です。六十丁地区、これはどこですか。

○事務局長（永井正治君） 六十丁地区というのは、横島の総合支所から東側の昭和40年ぐらいに圃場整備した後の排水路、土水路があったのを、コンクリートの策強（サッキョウ）で排水路の整備をする事業です。

○20番（原口邦弘君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） それでは、それぞれの説明が終わりました。6次産業の件については推進室から来てご説明を受けたいとして、基本構想の計画のことについては他にご質問、ご意見ございませんか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ないようですので、採決に移ります。

玉名市が定める基本構想について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第47号は意見決定することに決定いたしました。ありがとうございました。

-----○-----

5. 報告

○議長（寺田誠一君） 次に、報告第19号から21号まで、事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 19ページをお願いします。報告第19号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、8件の解約の通知を受理しております。

続きまして22ページをお願いします。報告第20号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、2件の届を受理しております。高低差があるため1m程度切土し、農地を平坦にするものと、水稻作付を行わず、50cm程度盛土して野菜畑にするものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。報告第21号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成23年7月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

2件の届を受理しております。届の理由は、農作業便利のための農業機械を保管兼トマト選果作業場と農業用倉庫の建設でございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） それでは、一応今日予定をいたしました議案はすべてここで終了いたしました。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なるご審議まことにありがとうございました。

これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年7月29日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 河野 征史

農 業 委 員 取本 一則